

# お知らせ INFORMATION

## 精密検査を受けるまでが「健(検診)」です

健(検診)の結果に「要精検」の項目があった人は、速やかに医療機関で精密検査を受けましょう。

受診の際は、結果通知書、医療機関宛てのハガキ、健康保険証を忘れずに持参してください。

精密検査を受けるまでが健(検)診です。自分で判断せず、必ず受診しましょう。

健康増進課 健康支援係  
☎45-45332

## 子どもの医療費助成について

町では、子どもたちが安心して医療を受けられるように、子育て支援策として医療費の助成を行っています。

子どもの医療費については、医療機関などの窓口で「子育て医療費サポート事業受給資格者証」の提示によって無料となりますが、支払った医療費がある場合は、役場窓口で申請すれば返還されます。詳しくは、左記まで問い合わせください。

申請・問い合わせ先  
健康増進課 国保係  
☎45-45332

## 高額療養費支給申請について

高額療養費は、1カ月の医療費の自己負担額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分を「高額療養費」として支給する制度です。

## パイプハウスの冬期管理について

過去の雪害では、最初の降雪でパイプハウスの損壊が発生しています。十分にご注意ください。

❶冬作を行わない人は、必ず被覆資材(ポリ)を取り外してください。

❷人命が優先です。積雪対策は複数人で作業しましょう。❸必ずヘルメットをかぶり、滑りにくい長靴などを履いて作業しましょう。

### ❹降雪時の対策

- ①加温設備がある場合は設定温度を高め、内部カーテンを解放して、屋根面を暖めて雪が落ちるように促す。
- ②加温設備がない場合は、ハウスの気密性を高め、内部カーテンを解放して、地熱の放射または、簡易加温器具を使用し、室温を上昇させて雪が落ちるのを促す。
- ③雪が落ちる妨げとならないよう、ハウス周囲の除雪を行う。

## 生産資材等高騰緊急対策事業

④屋根に雪が積もった場合は速やかに雪を下ろし、被覆資材が雪でたるまないようにする。

### 問い合わせ先

農林振興課 農政係  
☎45-45331

西会津町農業再生協議会では、肥料、農薬などの生産資材が高騰し、生産者の経済的負担が増加していることから、生産資材などの高騰に対する緊急支援を行います。

この支援を受けるためには申請が必要ですので、対象となる人は忘れずに下記まで申請をしてください。

生産資材等高騰緊急対策事業の詳細については下記まで問い合わせください。

この給付を受けるためには申請が必要です。

### ◆申請に必要な書類等

- 国保加入者の場合  
保険証、領収書(原本)、世帯主の通帳
- ※原則として世帯主の口座に振り込みとなります。
- 後期高齢者医療加入者の場合  
保険証、通帳

※申請により一度口座を登録すると、次回から限度額を超えた額が自動的に振り込まれます。

申請・問い合わせ先  
健康増進課 国保係  
☎45-45332

## 除雪作業のお願い

積雪時などは、除雪作業を行うため、大型の除雪機械が出勤します。除雪車両の走行および作業時は大変危険ですので、絶対に近づかないでください。

問い合わせ先  
建設水道課 管理係  
☎45-45330

### 申請・問い合わせ先

西会津町農業再生協議会(事務局 農林振興課 農政係)  
☎45-45331

## 消費再生商品券は早めの利用を願います

町では、商品券第6弾として、9月中旬より町民1人当たり5000円の商品券を配付しました。この商品券は使用期限が12月末までとなっていますので、早めに利用するようお願いいたします。

なお、使用期限を過ぎると、商品券は利用できませんので注意してください。

### ◆対象者

令和5年8月1日時点で町に住居票がある人

### ◆使用期限

12月31日(日)

### 問い合わせ先

町商工会 ☎45-3235  
町商工観光課 商工観光係  
☎45-2213

## 除排雪費用助成事業登録事業者を募集します

除排雪費用助成事業において、助成対象世帯からの除雪依頼を受け、除雪作業を行う事業者または個人を募集しています。

登録を希望する場合は、登録届などの書類を郵送します。詳細は左記まで問い合わせください。

※昨年度までに登録した場合は新たに登録する必要はありません。

問い合わせ先  
福祉介護課 福祉係  
☎45-2214



## 除排雪費用助成事業のお知らせ

町では、除雪が困難な高齢者世帯などに除排雪費用の一部を助成しています。

### ◆助成金額(給付率)

- 1世帯あたり1万円
- ◆対象世帯  
町内に住所があり、町民税が非課税で、次のいずれかに該当する世帯
- ①高齢者世帯  
世帯全員が75歳以上高齢者の世帯(一人暮らし世帯を含む)など
- ②障がい者世帯  
世帯全員が1級および2級の身体障がい者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている世帯(一人暮らし世帯を含む)など
- ③母子世帯等  
女性と中学生以下の子どもだけの世帯など

◆注意事項  
○該当が見込まれる世帯には別途通知します。

○冬期間、入院や施設入所などで一時的に不在の世帯は対象となりますが、1年を通して不在や空き家となっている場合は対象外です。

問い合わせ先  
福祉介護課 福祉係  
☎45-2214

## 年末年始の特別警戒を実施

喜多方消防本部では、12月11日(月)から令和6年1月10日(水)まで「年末年始の特別警戒」を実施します。

年末年始は、火気使用の増加に伴い、火災発生の危険が増大しますので、火の取り扱いに十分注意してください。

### 問い合わせ先

喜多方消防本部予防課  
☎0241-2216213

## 給食センター「タロ見学ツアー」

西会津町給食センターでは、小学校と中学校の給食を調理員8人、栄養士1人で心をこめて作っています。

西会津産米粉の米粉パンを使ったメロンパン作りの様子をYouTubeで公開しています。



▲動画はこちら

## 年末年始の交通事故防止 県民総ぐるみ運動

一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーを習慣付け、交通事故防止に取り組みましょう。

◆運動期間 令和6年1月7日(日)まで

◆運動スローガン

「なにで来た？」 乾杯前の 合い言葉

### ◆運動の重点

- ①道路横断中の交通事故防止(特に高齢歩行者の保護の推進)
- ②夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶
- ④自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底